

韓国保険契約法改正の現況と主な改正論点

報告者：金 星泰（延世大学教授・商法(保険編) 改正委員長）

翻訳：李 芝妍（東洋大学講師）

I. 概観：主要国の保険法改正の推移と韓国の保険法

本稿は韓国の保険契約法(商法保険編；以下、‘保険編’に略する)の改正案について、2008 年初(1 月 4 日)、国会に上程された政府案を中心として、改正の主要内容を概観し、その立法趣旨を説明することをその目的とする。保険編は 1991 年に改正された以来、今日に至るまでの 17 年間、特に立法的な補充もないまま施行されていた。その間、保険産業をめぐる対内外的な環境はその量と質の面で大きく変化しており、主要な立法例も改正議論が活発となっている中、対内外の変化を積極的に収容するため、2007 年初、政府(法務省)の発議で改正作業が始まったのである。このような努力を積み重ね、最近、主要国の保険契約法理の急激な変化の中、保険法制の望ましい位相を反芻する機会を有するのは大変意味のあるものと思われる。

保険契約法の改正に関する最近の動きをみると、大陸法の主類に属するドイツ保険契約法が、2007 年、全面的に改正されたことは周知の事実である。同時に、特に日本の保険法は、その沿革上、韓国の保険法と同様な流れを見せていたが、約 3 年にわたった改正作業の末、その形式と内容が換骨奪胎し¹、驚くべき変化を見せてくれた²。

韓国における保険法の改正背景は、第一、保険産業をめぐる環境の変化を挙げられる。韓国は 1990 年代後半、外為危機に追い込まれ、産業全般の構造を再調整する苦痛を経験していたし、以後、金融当局の監督も大きく強化され、外為危機という厳しい状況をよく乗り越え、過去よりは低いながらも着実な成長を続けている³。第二、我が国も、最近、金融統合化の趨勢、すなわち、金融領域を問わず、同一機能に対しては同一規制をする方向で監督の体系及び関連法規が大幅に改編されたが⁴、このような規制環境の変化につき、保険産業が適

¹ 立法の形式面でも、日本は会社法（2005 年、従来の商法典の一部を単行法として制定）に続き、保険編も独立単行法という体制（保険法）を作り上げたのは、今後、日本が商事関連法制について果敢な整備および改革意思を明らかにしたのものとして、注目すべき現状であると思われる。

² 詳しい内容は、萩本修・坂本三郎外「保険法の解説（1）～（5）」NBL883 号（2008 年 6 月 15 日）～888 号（2008 年 9 月 1 日）を参照。

³ 収入保険料を基準とし、韓国保険産業の量的割合は、生命保険が世界 7 位、損害保険は世界 11 位のレベルである（保険浸透度、すなわち、保険料/GDP 比率は 12% に近接）。李允烈・崔英穆・趙恵瑗以外『2007 年度保険産業の展望と課題』（保険開発院、2006 年 11 月）28 頁以下を参照。

⁴ 金融兼業化に関する問題は、孫相浩・具本成以外「金融兼業化の可能性と限界」韓国金融研究院政策調査報告書 2005-1（韓国金融研究院、2005 年 9 月）20～33 頁および 48 頁以下で詳しく論議している。具本成「統合金融法の制定論議と課題」韓国金融研究院政策調査報告書 2005-2（韓国金融研究院、2005 年 10 月）4～21 頁および 45 頁以下を参照。

切に対応するためにも基本法の合理的な整備が要請されていたし、その間、国内の保険学説及び判例も相当集積された点を考慮すると、これらを適切に濾過し、立法的に収容する必要も少なくなかったと言えるでしょう。

以下、政府案の改正趣旨及び主要論点について検討を行う⁵。これに先たち、改正委員会の基本的な観点について簡単に言及する。

II. 改正の幅と委員会の基本観点

商事法は、その特性上、変化と改正の周期が他の法律に比べ、短くなるしかない。従って、頻繁ではあるが、‘部分的’に手入れをする場合が多い⁶。しかし、保険編の改正は相当前に行われており(1991・12・31 法律第 4470 号)、その間、立法者の改正を待ち受けている懸案問題が多数滞積されているので、今回の改正では部分的補完だけでは保険産業の環境変化及び保険実務系の需要に応じることは難しいという見解が支配的だったし、政府(法務省)としても大幅の改正項目を準備していた⁷。

2007 年初に構成された‘商法(保険編)改正委員会’では、法務部で全面改正を予定して準備した項目(案件)を基本とするが、それに関らず十数年間にわたって累積した立法的懸案を整理することにし、追加的な議論ないし立法的な収容が必要な論点については比較的制約を与えず立法的な提案と議論が行われた⁸。日本の場合、3 年(24 回の会議)にわたる検討が行われたと知っているが、韓国はそれに比べれば大変短期間で議論が仕上げられたことになる。

選ばれた委員は、各分野の専門家として各委員の所属如何を問わず、次のような基本立場から改正作業に臨んだし、個別の論点に関する討論過程でもこのような立場を貫徹しようとして努力した⁹。

1. 中立性

委員会での議論は、提起された論点を多様な角度で総合的に検討し、多くの意見から単一の改正案(以下、本 2007 改正案を‘案’と省略する)に取り集めようとした。そして、何

⁵ ただし、本報告で言及する対象は発表日、現在、国会を通過できない状態である改正案である点で、多少の変更可能性があるため、確定的な内容を紹介するのは困難である。

⁶ 商事法分野も、会社編(2006 年から)および保険編(2007 年初から)改正作業に着手、海商編の改正完了(2007 年)、引き続き 2008 年から総則・商行為、航空運送法の改正のための委員会を発足させた点も政府の全面的な改正意志を明らかにしている。

⁷ 法務部は今までもあまりにも短期間で改正作業が行われていた点を反省し、長期間の深層的な改正事項の検討と効率的な改正作業の調和を模索するため、最近、基本法制改正業務と法令諮問分野に新しく「民・商事経済法制先進立法支援システム」を構築した。詳細は、法務部『L-project(先進立法支援システム)』(2007 年)を参照。

⁸ ただし、立法体制、すなわち、保険編を商法典から分離すべきか(単行法化)の問題は全く議論されていない。参考に、韓国では、商法の会社編も現在、改正案が国会に漂流中であるが、商法典からの分離立法は検討されていない状況である。

⁹ 改正委員会の基本的な立場については、金星泰「商法保険編改正の立法的基調」法曹 2007 年 10 月) 12 頁以下を参照。本稿はこの論文で扱った事項も部分的に活用している。

より保険企業と保険利用者(消費者)の理解を合理的かつ公正的に調和させる、いわゆる‘中立原則’を念頭に入れ作業を進めた¹⁰。

全委員は討論と合意の導出過程において、特に保険事業者や利用者の一方に偏らないよう、最善を尽した。ある時は、委員間で見解が大きく分かれて、単一案で整理できなかつた場合もあって、第 1 案と第 2 案で、場合によっては第 3 案、第 4 案までの複数案があつて、最終的にその整理を行わなければならない事例もあつた。例えば、保険約款の交付説明義務(案第 638 条の 3)、保険代理店及び保険設計士の権限(案第 646 条の 2：新設)、詐欺による契約(案第 655 条の 2：新設)、詐欺による保険金額の請求(案第 657 条 2：新設)、保険金の分割支給(案第 658 条の 2：新設)¹¹、保険目的の譲渡(案第 679 条)、被保険者の賠償請求事実通知義務(案第 722 条)、新設することになった保証保険に関する節(案第 726 条の 5、6、7)、15 歳未満者の保険加入禁止問題(案第 732 条)、年金保険(案第 735 条の 2 削除可否で論難)、団体保険(新設する案第 735 条の 3 第 3 項の内容)などの規定がある¹²。

2. 関連法との体系的調和

改正対象は商法‘保険編’(第 4 編)として、これは基本的に保険者と保険契約者間の私法関係(保険契約関係)のみを関心対象とする。ところで、通常「保険法」は保険に関する法規全般を示しており、ここには保険契約関係を規律する商法第 4 編(すなわち、保険契約法)及び私保険事業に対する監督法規(保険業法などの公法法規)、そして、もっと広くは医療保険、産業災害保険など、公保険に関する法規も含まれる。これらの点からすると、商法第 4 編を中心とする保険に関する私法法規は「保険契約法」と呼ぶ。このような狭義の保険法(保険契約法)は保険者と加入者間の私法的法律関係を規律することをその目的としており、保険契約当事者間における権利・義務の合理的な配分問題に関心が集中している¹³。

ただし、これらの関連法制の観点や具体的な規定内容は保険編の改正でも考慮すべき重要な接点であることは明らかなので、議論では付随的に確認・参照しており、その例としては、民法の関連規定、約款の規制に関する法律、ひいては民事執行法、国際徴収法¹⁴などを挙げられる^{15 16}。

¹⁰ 保険法理論の研究者である教授委員、法曹実務家として保険法に詳しい裁判研究官、弁護士委員、そして、保険監督当局(財政経済部)を代表する委員たちがそれぞれ自らの立場で立法時効と代案を提示し、十分に検討を行った。

¹¹ 本条の新設問題は人保険(第 3 章)第 2 節生命保険の節で規定している「年金保険」に関する第 735 条の 2 を存置すべきであるかの問題と連結して論議された。

¹² 改正案の成立過程の多様な意見対立は全委員が各自で詳しく検討した後、その意見を提示し、これらに基づいて適切な代案を作るように、大変な調律と折衷を繰り返した反証でもある。

¹³ 保険契約法は保険取引関係のみを規律するので、その基本性格は商行為法に属する。金星泰『保険法講論』(法文社、2001 年)135 頁以下。

¹⁴ 民事執行法等は、改正案第 734 条の 2(保険金請求権の押留禁止)と関連し、問題となった。

¹⁵ 参考にドイツの事情を見ると、他の側面では債権法現代化法(Schuldrechtsmodernisierungsgesetz)に従い、2002 年 1 月以後に改正された債権法の一般と異なる保険契約法を改正し、基本法である民法との観点でその摩擦を除去することにある。Gesetzesentwurf der Bundesregierung, a.a.O., S. 119.

¹⁶ 商法で保険法を論じることと異なって、ドイツでは保険契約法は契約法(債権法)的次元から接近し、債権法との相関関係および法理的調和を維持する次元で接近する。詳細は、崔秉圭「2007 年ドイツ保険契

保険編は保険営業に関する監督法である保険業法と表裏関係にある。契約関係の側面で接近する保険編の立法(改正)方向は、現実的に保険市場でこれらの活動がどんな内容の監督と規制を受けるのかという問題と密接に繋がるからである。例えば、農協控除、郵便局保険など、いわゆる類似保険の問題は、商法と保険業法の両法に関連して問題となる。保険契約法の側面で、類似保険は当事者関係の実質が保険である限り、その名称と関係なく商法保険編の規制を受けなければならないことは当然である¹⁷。ただし、保険一線の募集の技術的問題、保険商品の詳細内容に関する事項、その他、これに対する行政規制などの問題とは区別しなければならないので、このような性格の問題は、保険監督法で諸般市場状況を十分に勘案して規律するように、本委員会では正式な議題として扱わなかった。

同時に、比較法的論理の活用について鑑みると、関連論点に関する主要外国の例を最大限収集して検討し、比較法的時事点を活用しようと努力した。しかし、論点によっては、これらの比較法的検討対象国と我が国とは状況が多く異なる場合もあった¹⁸。そういう事情は保険法の立法における独特な問題ではなく、広く全ての立法論において生じる悩みでもある。いずれにせよ、本改正においても、我が立法に役に立つから、必要な論理だからとして、そのまま借用するには限界があったことを自認しなければならない¹⁹。

3. 保険加入者保護および道徳的危険防止

今回の改正で保険消費者(特に、個人)の適正な保護のための考慮は全ての論議で足りないところなく、行われたと思われる。このため、保険営業の一線で消費者が感じる不便性と問題点についても可能な範囲で詳細な点検を行った²⁰。今回の改正で反映された部分を例示すると、請求権代位で家族に対する保険者の代位を禁止(案第 682 条第 2 項)したこととか、

約法の改正案に関する一考察—通則部分を中心に」商事判例研究第 20 集第 1 巻 (2007 年 3 月) 179 頁以下。

¹⁷ この点は第 664 条の改正問題とつながっており、これに関しては後述(案 664 条部分)する。

¹⁸ イギリスの場合、長い歴史の下、安定的な保険法制を有しているが、我が国としては具体的な規定の採用において、イギリス法制がその体制とか形式、保険産業の条件ないし市場規模、事業者の認定類型とか規制メカニズムなど、相当部分が異なっており、そのまま採択することを躊躇する部分もあった。参考に、ロンドン保険市場のロイドと保険者と被保険者に助言する約 40000 個の会社以外にも、約 600 個の保険会社があるし、約 200 個の Friendly Societies がある。John Lowry & Philip Rawlings, *Insurance Law: Doctrines and Principles*, (2nd ed.), (Oxford: 2005), pp. 11-14. その反面、我が国は約 50 個の保険事業者(外資系会社を含む)が活動している。

それだけでなく、‘自律規制(self-regulation)’という名の下で、幅広い活動の自由が保障され、紛争解決手続上でも、保険紛争の調整において、調整決定について消費者には異議申立を許容するが、保険事業者はこれを義務的に収容する独特な構造を有している。John Lowry & Philip Rawlings, *Insurance Law: Doctrines and Principles*, pp.53 以下。

¹⁹ 本委員会でもイギリスの法理に従い、いわゆる保険者側にも告知義務を認めようとする主張が提起されたが、これを収容できなかった理由も、根本的には韓国とイギリス間の基本条件の相違が原因だったと思われる。詳細は、朴世民「イギリス保険法と告知義務」(世昌出版社、2004 年)33~54 頁および「保険者の告知義務に関する研究」商事法研究第 17 巻 第 2 号 371~405 頁、崔秉圭「保険法上の告知義務に関する全般的な考察」月刊生協(1999 年 2 月号) 21 頁などを参照。

²⁰ 委員会は消費者の保険加入実態も保険商品別に加入件数、加入率、納入保険料、加入経路などで細分して点検を行った。金世煥・趙在鉉・朴貞熙「2006 年保険消費者設問調査」(保険開発院保健研究所、2006 年 4 月)消費者の生命保険(38 頁以下)および損害保険(47 頁以下)、安哲敬・奇承度・吳承喆「2007 年保険消費者設問調査」(保険開発院保健研究所 2007 年 3 月)など、参照。

従来には全面的に禁止されていた障害者の生命保険への加入を部分的に許容(案 732 条)したこと、そして、生命保険受給権について差押えを部分的に禁止(案第 734 条の 2)したこと、などを挙げられる。その他、約款の交付・説明義務違反を理由とする保険契約者の取消権行使の時点を延ばしたこと(案第 638 条の 3 第 2 項)も加入者保護のための考慮の結果である。

同時に、保険制度を悪用する余地を排除(いわゆる ‘moral hazard’の排除)する点も念頭に入れて作業を行われた。保険制度もやはり人間が作った制度として、完璧なものではないし、いわゆる ‘道徳的危険’に露出されていることは事実である。しかし、保険制度は投資や投機または射倖性的手段ではなく、道徳的危険による社会的な費用問題は決して過小評価してはいけないものである。制度が悪用されれば、結果的に保険制度の費用を高めて、多数の加入者が保険団体から離脱する効果をもたらすことになり、結局、保険制度の技術的基盤を崩壊する深刻な不作用を生じることになる²¹。したがって、保険制度を悪用する者に対しては、厳しい制裁を加え排除することで、保険制度の悪用からの不作用を最小化する努力を続けなければならないし、これは善良なる一般加入者の利益を保護する観点からは勿論のこと、保険制度の存立のためにも必然的なものである。そういう点で鑑みると、本改正で反映することになった保険契約の最大善意契約性を宣言した規定や、保険詐欺防止のための規定は、保険制度の健全性の確保と善良なる保険契約者の保護の観点で非常に意味のある改正だと言えるでしょう。特に、保険詐欺の問題は莫大な保険金の漏水で保険財政の堅実性を害するだけでなく²²、加入者の保険料引上げの要因にもなって、結果的に善良なる保険加入者に被害を与えて、他の犯罪につながるなど、深刻な社会問題として指摘されてきた²³。

今回の改正では、ドイツ・フランスなどの主要国の立法例を参考とし、保険詐欺に関する明文規定を新設、保険契約が詐欺によって締結された場合はその契約を無効とし、保険金額の請求が詐欺の手段としてなされた場合には、一定の要件の下で保険者が責任から免れることになると規定した²⁴。

Ⅲ. 主要な改正論点

1. 保険の分類：日本の新保険法の示唆点

²¹ 詳細は金星泰・前掲注(13)59～61 頁参照。

²² 公式資料(保険開発院)によると、2005 年度の保険詐欺摘発件数及び被害金額は 23607 件、1802 億ウォン(金融監督院資料)、保険詐欺による漏れてしまった推定保険金は 2004 年の基準で 1 兆 3 千億ウォンに上っている。

²³ 従来の商法では、保険詐欺に関する規定を設けておらず、一部の約款規定によって契約を取消したり、保険金請求権を喪失する対応策のみであった。

²⁴ 保険制度の善意性を論じることは、保険利用者ないし消費者の利益に反するという誤解もあるが、実はそうではないと思われる。保険制度がこれらを悪用しようとする者から防衛できることは、大多数の善良なる加入者のための措置であるので、保険制度が犯罪ないし詐欺の方便として利用される余地は徹底的に防ぐ必要がある。

以上、本委員会が改正に臨む基本的な立場について言及した。以下では、上述した内容
と重ならない範囲で、2008 年 1 月初旬、上程された政府案の内容の中で、主要点を通則、
損害保険、人保険の順で概観する。

ただし、時効期間の延長(案第 662 条) 及び責任保険の関連規定(案第 722 条：賠償請求事
実の通知義務、725 条の 2：数個の責任保険、726 条：再保険への準用)と‘節’に新設され
た保証保険(案第 726 条の 5～7)、疾病保険(案第 739 条の 2～4)の基本規定²⁵などに関する
言及は省略する。

ここで、まず、保険契約の分類方式に関する日本の新保険法での接近方法に注目する必
要があると思われる。新保険法では、従来の損害保険／人保険の単純な区分を取り止めと
し、損害保険(第 2 章)、生命保険(第 3 章)及び‘傷害疾病定額保険’(第 4 章)に細分してい
る。そして、実損てん補方式の傷害疾病保険は、損害保険契約の一種として整理し、これ
が有する人保険の特質を勘案した特則を設けている²⁶。これは、その間、論難が多かった、
いわゆる第 3 領域の保険を理論上において適切に区切った立法として、今後、我が法制の
運用にも大変参照になるとと思われる。

2. 通則関連事項

(1) 保険契約の最大善意原則の明文化(案第 638 条)

保険契約は当事者双方間における高度の信頼関係を前提とする、いわゆる最大善意契約(a
contract of ubrima fides)である。これは長年にわたる保険発達史の中で、各国が固く認め
てきた保険契約の大原則であると言える。なお、イギリス MIA 第 17 条もこれを明記してい
る。このような特性は、民法上の‘信義誠実の原則’(民法第 2 条)に相応する概念である²⁷。
この原則を反映した多くの規定(第 651 条、第 659 条等)が保険編にあるが、これを直接に
明記しているものはない。今回の改正で、保険契約当事者間の基本的な行為規範として作
用し、保険の健全性を確保して、法規定がない場合、裁判の援用規範として機能できるよ
う、最大善意の原則を明文規定とした。

もちろん立法政策上、‘最大善意’などの不確定な概念ないし一般条項による問題の解決
態度については批判もあったが、保険制度の歴史及び我らの実務上で道徳的な緩みの現象
が少なくないことを考慮すると、法解釈者の賢い条文援用で非常に重要な解釈原理となれ
るのではないかと信じている。

(2) 保険者の約款交付・説明義務違反における保険契約者の取消権の行使期間の延長(案第 638 条 3)

²⁵ 保証保険と疾病保険の社会的な利用度と関心が高い反面、これに関する規定がなく、約款と判例に紛争
解決を任せている状況であった。これに、主要国の立法例を参照し、損害保険と人保険に各々一つの節を
新設し、これらの保険に関する基本的事項を規定することにしたのである。

²⁶ 萩本修・坂本三郎外・前掲注(2)24～25 頁。保険の分類に関する基本的な論議は、山下友信『保険法』(有
斐閣、2005) 38～42 頁を参照。韓国の改正作業ではこの問題は特に扱っていない。

²⁷ 参考で、2002 年に全面改正された韓国民事訴訟法でもその始め(第 1 条：民事訴訟の理想と信義誠実
の原則)に信義則を規定している。

現行法は保険者が保険約款の交付・説明義務を違反した場合、保険契約者に保険契約が成立した日から 1 ヶ月以内に限定して取消を認めると定めている。しかし、この期間があまりにも短いという批判を受入れ、契約者が保険証券を受けた日から 3 ヶ月以内の取消を認めることで、その期間を延長したのである。

ただし、この期間内に取り消さない場合の効力については論難がある。我が判例は期間の経過後にも当該条項の効力を争うことができるとしている一方、学説はこれに批判的である。最初、委員会ではこの点を検討した後、‘取り消さない時には、保険契約関係はその保険約款規定による’という規定(第 638 条の 3 第 2 項後段)を新設することにしたが、政府案ではこの規定が削除された。しかし、後段の規定を削除したことは、消費者保護などを勘案したものであるだろうが、個人的には疑問である²⁸。

(3) 保険代理店等の権限(案第 646 の 2 新設)

保険代理店に保険料受領権、保険証券交付権、請約・解約など、意思表示の通知権・受領権を与えて、特定保険者のために継続的に保険契約の締結を仲立する者に保険料受領権(保険者が作成した領収証を交付する場合のみ該当)と保険証券交付権を認め、保険者の補助者としての権限を明確に規定したものである。これは保険代理店など、保険者の補助者の権限に関する規定がなかったので、保険契約者が彼らに交付した保険料及び請約などの意思表示に関連して、保険契約者の当事者間における争いがその原因によるものであることを勘案したものである。

一方で、この問題は保険業法で規定すべき事項であるという主張もあった。しかし、代理方式による取引(従って、権限の保有者及び範囲など)は契約法の規律事項である以上、保険編で規律することが適切であると思われる。それは、代理権の範囲や内容によって私法(契約法)上の地位が決まるからである。従って、必ず保険監督法で規定しなければならない事項ではないと思われる。

(4) 告知義務などと因果関係のない保険事故：保険者の契約解止権(案第 655 条)

告知義務違反などと保険事故の間で因果関係が認められないとしても、保険者は保険金を現行どおり支給するが、契約は解止できるよう、明文化した。これは保険契約者などが告知義務を履行しなかった状態で保険事故が発生した場合、保険者は契約を解約し免責されるとしながら、告知義務違反などと保険事故の間に因果関係がないときは、保険者は免責されないことのみを規定しているので、この場合、保険者に契約解止権が認められるかの可否について論難がある点を考慮したものである。

参照に、告知義務に関連し、日本の新保険法は重要な革新を断行したのである。すなわち、告知義務を従前の‘自発的申告義務’から、保険者が告知を要求した点についての‘質問応答義務’にその性格を変えたことである(第 4、37、66 条参照)²⁹。これは特定事項が告

²⁸ ドイツ新保険契約法(Das neue VVG 2008)第 8 条は、保険契約者は保険証券・保険約款・撤回権に関する説明書等を受け取った日から 2 週間以内に撤回権を行使しない場合、保険証券・保険約款等の内容に拘束されると規定している。Niederleithinger, Das neue VVG, (Nomon, 2007), S.113 ff.

²⁹ 萩本修・坂本三郎外・前掲注(2)25 頁。

知を要する重要な事項であるか否かの判断問題をめぐって今まで提起されたたくさんの争いを終息させる措置として、韓国の今後の立法にも大きく影響するものと思われる³⁰。

(5) 保険詐欺防止のための規定(案第 655 条の 2 および第 657 条の 2 新設)

保険契約が詐欺によって締結された場合はその契約を無効とし、保険金請求が詐欺によってなされた場合は一定の要件の下で保険者は免責できることにした。保険詐欺そのものは犯罪行為であり、他の犯罪にもつながるだけでなく、大多数の善良なる保険加入者に被害を与える行為であるにもかかわらず、現在は保険詐欺に関する明文規定がないので、効果的な対処ができないので、この点を是正するためのものである。これによって、保険実務上、長期間にわたる弊害であった保険契約者などの道徳的な緩みを防止し、保険制度の効率をより高められると期待している。

(6) 相互保険、共済などへの準用(案第 664 条)

従来、共済事業を含んだ広い意味での類似保険事業において、当該類似保険事業主体と加入者間の関係にどのような原則を適用すべきかについて、全くその基準がなかった³¹。中には、政府の財政政策の一環として運営される保険事業(郵便局保険)もある³²。しかし、これらの事業類型によると、私保険、特に相互保険に類似するところもあるし、中にはその実質が営利保険との差異を認めにくいところもある。そして、共済の性格上、問題となることは、それが本質的に限定された構成員を対象とするかという点と、その限定された構成員に対する保護装置が当該共済機構内に確保されているかという点である。もし内在的に加入者保護を配慮していなかったら、これらの保護のために、国家の監督的介入が必然的に要請されるし、その点で他の保険加入者と異なる扱いをする理由はないことになる³³。このような不合理を解消するためには、その実質が保険事業である共済(及び、類似保険)に対してはその当事者間の関係に保険契約法、すなわち商法(保険編)を適用することが妥当である³⁴。従って、本改正によって、基本的に当事者の関係が保険法理によって合理的に規律されることになるし、予測可能性も高められるであろう。第二、類似保険はその運営主体、規模が非常に多様なだけでなく、これについての監督機関、監督内容(専門性)なども各々異なっており、規制の死角地帯が少なくなかった³⁵。そういう意味で、第 644 条の改正で

³⁰ 筆者も立法論としてこれらの解決方法が望ましいという指摘をしたことがある。金星泰・前掲注(13)100頁以下を参照。

³¹ 金進善・安哲敬・權淳一「国内の類似保険の監督および事業現況」(保険開発院保健研究所、2002年7月)、特に監督制度については19～25頁、主要共済期間については26～88頁(この中で郵便局保険は74頁以下)参照。

³² 日本は郵便局保険問題を小泉政府で郵政民営化法を通過させることで、その構造的な問題を解消しているが、現在、韓国ではこの問題がそのまま残されている状態である。併に、日本の新保険法はその適用範囲を拡大し、共済契約にもこれらを適用することにした(同法第2条参照)。萩本修・坂本三郎外・前掲注(2)15～16頁。

³³ 類似保険の問題点については、金星泰・前掲注(13)参照。

³⁴ 韓国大法院(2006・8・24宣告2006ダ27086判決)も共済事業について商法(保険編)を適用することは妥当であると判示している。

³⁵ 営利私保険の観点から鑑みると、類似保険はいわゆる‘置外法権’的な例外領であって、金融産業の開放側面でも相当の国家的な負担となっているのは事実である。この問題を正攻法で解決することは、我が

類似保険の相当部分が保険法理によって規律されることになると、これに対する公的監督体系としてもこれに相応して大きく整備する機会になるだろう。

2. 損害保険

(1) 重複保険の関連規定の整備(案第 672 条、第 725 条の 2 および第 739 条第 2 項、案第 672 条の 2 新設)

現行法の下では、重複保険の要件として総保険金額の保険価額超過が規定され、総てん補額の損害額超過は重複保険で規律できない問題点がある。この点を補完するため、重複保険の要件としててん補額の総額が損害額を超過する場合を含むと改正したのである。また、複数の保険契約に対する通知義務違反の効果が規定されなくて、重複保険の関連規定が実損てん補的傷害保険に適用されるか否かについても解釈上の議論があるので、保険契約者などが複数保険契約の締結事実について通知義務違反をしたとき、保険者は契約を解約できるようにして、実損てん補的傷害保険の場合にもその性質に反しない限り、重複保険の関連規定を準用するとし、損害保険の利得禁止原則を貫徹したものである。

(2) 保険目的の譲渡：譲渡人等の通知義務違反効果の具体化(案第 679 条)

現行法上、損害保険で保険目的を譲渡とき、譲渡人または譲受人は保険者に対して通知義務を負うが、これを履行しない場合の効果に関しては何も規定していない。

改正案は保険目的を譲渡するとき、譲渡人や譲受人が保険者に譲渡通知をしないときは、一定の要件の下で保険者が免責されるとし、保険者は保険目的の譲渡事実を知った日から 1 ヶ月以内に保険契約を解約できるとした。この規定により保険者と譲渡人または譲受人間の利害関係を明確に調整しようとした。

(3) 損害防止義務：義務違反の効果および防止費用の負担限度の設定(案第 680 条)

保険事故の発生時、保険契約者または被保険者は損害防止義務を負うが、その違反の効果について現行法は何も定めていない。改正案は故意または重過失で損害防止義務を違反した場合は、防止あるいは減らすことができた損害額をてん補額から控除できるとした。

損害防止費用が保険金額を超過した場合、保険者の指示や同意有無を問わず、保険者が責任を負うとしている現行規定も、保険金を基準として保険給付の限度を決める保険契約の基本構造に反するという問題点を指摘している。改正案では、損害防止費用は原則的に保険金の限度で負担するが、保険者の指示や同意による場合のみ、保険金額を超過する費用も負担すると定めている。

(4) 家族に対する保険者代位の制限(案第 682 条新設)

現行法によると、損害が第三者の行為によって生じた場合、保険者が代位権を行使できる相手(第三者)の範囲について何も制限がないので、保険契約者または被保険者の家族に対しても代位権の行使が可能となっている。しかし、損害を引き起こした第三者が保険契約

国の金融革新とか国際競争力の再考の課題であるといえる。参照に、日本も同様の問題で悩んでいたが、2006 年に与党が政権にお命運をかけ、いわゆる郵政民営化法を通過させることによって、長年の課題を解決したことがある。

者または被保険者と生計を共にする家族である場合、結果的に損害保険に加入する実益を失う恐れがある。

そこで、改正案は生計を共にする家族に対しては、保険者が代位権を行使できないとして(その家族の故意による事故の場合は例外)、被保険者保護を図ったものである。

3. 人保険

(1) 年金保険の関連規定の整備(案 727 条および第 730 条、現行第 735 条および第 735 条の 2 削除)

生命保険は死亡・生存・生存と死亡を保険事故として指定できるにもかかわらず、現行法は生死混合保険及び生存保険の根拠条項として養老保険及び年金保険規定を別に設けていた。保険金の分割支給は人保険の共通的な特質なので、人保険の通則で保険金分割支給の根拠条項を新設し、生命保険は死亡・生存・死亡と生存を保険事故として指定できるように、明文化すると同時に、現行の養老保険及び年金保険条項を削除した。

この規定の整備に関連して、生命保険・損害保険の実務係の理解が鋭く対立し、相当な陣痛があったことは事実である。特に‘年金’という表現が有する意味がその論難の対象となった³⁶。

(2) 心神薄弱者に対する生命保険への加入許容(案第 732 条但書新設)

現行法は 15 歳未満者、心神喪失者または心神薄弱者の死亡を保険事故とする保険契約は無効であるとする。従って、精神障害者は障害の程度と関係なく生命保険契約の締結可能性が基本的に封鎖されている。このような制度的な壁は人権侵害の余地があるという指摘を考慮し、改正案は心神薄弱者の中で意思能力のある者は生命保険契約の被保険者になれるよう、その禁止を部分的に緩和した。

改正案によると、就職して生計を立てている者とか、補助をする心神薄弱者も生命保険に加入できるとしたので、その遺族の生活安定に寄与できると思われる。これは特に国家人権委員会の勧告を部分的に受容した結果である。

(3) 生命保険における保険者の免責事由の具体化(案第 732 条の 2)

現行規定によれば、生命保険における被保険者の故意は、保険契約者及び保険受益者の故意と同様に保険者の免責事由として規定しているが、これは生命保険の貯金的・保障的機能に照らせば不合理な面があり、実務上に通用する約款とも一致しないという問題がある。改正案では、被保険者の故意は保険契約者または保険受益者の故意と異なる評価をし、被保険者が自殺した場合のみ、保険者は免責されるとした(第 1 項)。

また、保険受益者が複数である場合、その一部が被保険者を殺害したとき、他の保険受

³⁶ この点について、関係部署間の協議の結果は次のとおりである。：年金保険が保険金の分割支給を含む概念ではあるが、固有の意味での年金保険は生存年金保険を意味し、各保険者に対する年金保険商品の取扱許容可否は保険業法で規定すべき事項であるという立場を尊重し、人保険の通則に保険金の分割支給の根拠規定を設けたので、‘年金’という用語を削除しても立法目的を達成できるという見解を受容する方向で条文は整理された。

益者に対する保険者のてん補責任有無に関する規定もなかった。この点を補完するために、改正案では、二人以上の保険受益者の中でその一部が被保険者を死亡させた場合でも、他の保険受益者に対しては保険者がてん補責任を負うと定めている。

従って、生命保険契約の貯金的・保障的機能を反映して遺族及び保険受益者の保護を強化し、保険受益者が複数の場合におけるてん補基準を設けることで法的安全性を高めたのである。

(4) 他の生命保険契約の告知義務(案第 732 条の 3 新設)

‘他の生命保険契約の締結事実’も告知義務対象に含まれるか否かについて、従来、解釈上の論難があった。改正案では、被保険者に存在する他の生命保険契約の存在有無を保険者に予め告知することを定めている。それによって、保険契約者側の道徳的危険に対処する必要性を認識して、保険契約者や被保険者が保険者から他の生命保険契約の告知を求められたにもかかわらず、故意または重大な過失によって告知しなかったとか事実と異なる告知をした場合、保険者はその契約を解止できるとしたのである。

(5) 生命保険受給権の部分的な押留禁止(案第 734 条の 2 新設)

遺族の生活安定手段としての性格が強い生命保険の受給権についても、社会保険とは異なり、現行法上、第三者(他の債権者)の攻撃が可能である。このように保険金への押留が制限されないのは生命保険の受給権者である遺族の保護に不十分であるという指摘を勘案し、改正案は保険受益者の直系尊卑属または配偶者の死亡によって保険受益者が取得する死亡保険金請求権の 2 分の 1 に該当する金額に対しては差押えができないと定めている。

生命保険の社会保障的機能を反映することで、遺族の生活安定に貢献できると期待している。

(6) 団体保険の要件の明確化(案第 735 条の 3 第 3 項新設)

団体保険は団体が規約によって構成員の全部や一部を被保険者とする‘他人の生命保険契約’であるにもかかわらず、他人の書面による同意を要する規定(第 731 条)の適用が排除されている。ここで、団体が自分を保険受益者として指定する場合、被保険者の同意が必要であるか否かについて解釈上の論難があった。

改正案は団体保険で保険契約者が被保険者ではない者を保険受益者として指定する場合、団体の規約に明示的に定めていない限り、被保険者の書面による同意を要するとした。これによって、団体の構成員とその遺族の利益を保護できると期待している。

(7) 傷害保険の免責事由を新設(案第 737 条の 2 新設)

現行法は、人保険の一種である傷害保険で重過失による死亡事故の場合、損害保険とは違って保険者は免責されない旨を規定している(第 739 条が第 732 条の 2 を準用)。本条の解釈に関連して、大法院は飲酒・無免許運転などについての保険者免責約款は不利益変更禁止原則に反して無効であると判断している。しかし、これらの態度は犯罪行為であり、高度の危険性がある飲酒・無免許運転などを助長するだけでなく、事故の偶然性を前提とする保険原理にも反するという強い批判があった。

そこで、改正案はこれらの批判を受入れ、傷害事故が保険契約者などの重過失による場合、原則的に保険者は免責されないが、反社会性及び高度の危険性がある行為として大統領令で定める一定の類型行為である場合は当事者間の約定によって保険者は免責されると定めた。

この改正によって、傷害保険で飲酒・無免許運転などについて免責条項の効力を認める根拠が設けられたので、保険契約者の道徳的な緩みを防止し、保険の健全性を確保する点で貢献できると予想される。

IV. 結語

以上で、2008 年初、国会に提出された韓国の保険法改正案の主要内容を概観した。改正作業に参加する機会を有することになったのは個人的な光栄であるだけでなく、研究にも大きい刺激になった。何より今度の改正案が深度ある議論を経て立法に収容され、韓国の保険理論と実務に寄与できることを期待している。

最後に、日本の学会で韓国の保険法改正状況を紹介する大事な場をお借りして、個人的な感想を一言付け加えたい。韓国と日本の保険契約法は、今まで同じ器(商法典の保険編)に‘大同小異’な内容を含めていた。しかし、最近の立法的变化は、長期間にわたり共同補助を行っていた立法沿革上から鑑みると、その基礎が違わない韓国と日本の保険契約法が徐々に異質化の道へ一歩踏み出したという現象として見る余地もある。今後、両国間において法理運用上の緊密な協調と情報交換及び両国の産・学の相互間の積極的交流など、持続的な共感の拡充が両国の保険法制の発展に必要であると言わざるを得ない。